

平成31年度 千早赤阪村監査計画

1 基本方針

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）の規定に基づき、村長、議会、他の行政委員会から独立して設置された執行機関として、常に公平不偏態度を保持して、公正で、合理的かつ効率的な行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施し、行政の適法性、効率性、妥当性の確保をめざし意見を述べる。

2 実施方針

平成31年度に実施する監査等については、次の方針に基づき実施する。

- 財務に関する事務の執行について、当該事務事業の目的に従い、効率的、効果的に執行されているかなどの視点から、監査を実施する。
- 過去の監査（例月出納監査を含む）で指摘した事務、事業等について、その後の措置等についての確認を行う。

3 各監査の種類、内容及び実施時期

(1) 定期監査（法第199条第1項、第4項）

① 内容

予算執行及び財務に関する事務の執行が適正に行われているかどうかを主眼とし実施する。

☆平成30年度に実施した監査で指摘・要望した事項について提出された措置の状況どおり処理されているかを確認

☆各課における①報酬・報償費 ②府外出張 ③委託・賃貸借契約 ④各種証明書の発行及び手数料の徴収事務について

② 用意する資料

○報告書に記載した措置状況に関する文書（起案文書、契約書、支出伝票など）

○報酬・報償費の支出根拠資料（条例等、起案文書、支出伝票など）

○府外出張に関する資料（職員の旅費に関する条例、出張命令簿、起案文書、支出伝票など）

○委託・賃貸借契約に関する書類一式

○各種証明書の発行及び手数料徴収に関する資料（条例等、調定書、収入票など）

③ 実施時期等

対象課	対象年度	実施時期
議会事務局	平成 30 年度	2019 年 4 月
総務課	平成 30 年度	2019 年 5 月
人事財政課	平成 30 年度	2019 年 6 月
人事財政課地域戦略室	平成 30 年度	2019 年 7 月
住民課	平成 30 年度	2019 年 9 月
健康福祉課	平成 30 年度	2019 年 10 月
観光・産業振興課	平成 30 年度	2019 年 11 月
施設整備課	平成 30 年度	2019 年 12 月
教育課	平成 30 年度	2020 年 1 月

(2) 行政監査（法第 199 条第 2 項）

① 内容

村の事務事業の執行について、監査委員が必要と認めるものについて監査を実施する。

☆不納欠損処分に至るまでの滞納整理事務について

徴収人員体制、滞納マニュアル等の整備状況、研修の取り組み状況、債権管理の状況、納付方法の状況、滞納整理事務の状況、不納欠損処分の状況

② 用意する資料

○滞納整理に関する書類一式

③実施時期等

対象課	科目	実施時期
総務課	村税	2019 年 7 月
住民課	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料	2019 年 6 月
健康福祉課	介護保険料、保育料	2019 年 5 月
施設整備課	下水道使用料	2019 年 8 月

(3) 随時監査（法第 199 条第 1 項、第 5 項）

① 内容

村の財政に関する事務や経営にかかる事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。

② 用意する資料

○監査対象に関する書類一式

③実施時期等

通年

(4) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

① 内容

村が補助金等の財政援助を行っている団体、公の施設の管理を行わせている指定管理者の出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に目的に沿って行われているかどうかを主眼として所管課の状況徴取と併せて実施する。

対象とする監査は、監査委員が協議により抽出選出する。

② 用意する資料

○監査対象に関する書類一式

③実施時期等

通年

(5) 例月出納監査（法第 235 条の 2 第 1 項）

① 内容

各会計の現金の出納について、毎月の計数が正確なものとなっているか、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

② 用意する資料

○監査対象に関する書類一式

③実施時期

原則、毎月 25 日

(6) 決算等審査

① 内容

ア 決算審査（法第 233 条第 2 項）及び基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
決算書（基金の運用状況を示す書類を含む）、その他関係諸表などの計数の正確性を検証するとともに、予算の執行（基金の運用）又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条、第 22 条）

健全化判断比率等の計数の正確性を検証する。

4 実施時期等（案）

実施時期	定期監査	行政監査	随時監査	財政援助団体等監査	例月出納検査	決算等審査
		(滞納整理事務)		(指定管理者)		
	1～2日	1～2日	1～2日			
2019年4月	議会事務局 (予備：総務課)				26日	
2019年5月	総務課	健康福祉課			24日	
2019年6月	人事財政課	住民課			28日	
2019年7月	地域戦略室	総務課（税・会計）			26日	
2019年8月		施設整備課			23日	1～9日のうち 2日間
2019年9月	住民課				27日	
2019年10月	健康福祉課				25日	
2019年11月	観光・産業振興課				22日	
2019年12月	施設整備課				27日	
2020年1月	教育課				24日	
2020年2月	特別会計				28日	
2020年3月	特別会計				27日	